

会議概要

会議の名称	第1回 枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会
開催日時	平成27年7月1日（水） 午後2時03分～午後2時28分
開催場所	枚方市役所 別館4階 市長応接室
出席委員	【枚方市】竹内市長 梅崎副市長 阪本環境事業部長 【京田辺市】石井市長 鞍掛副市長 吉岡経済環境部長
案件件名	1. 連絡協議会にて協議を行う事項（規約第3条関係） 2. 今後のスケジュール
配布された資料等の名称	【資料1】連絡協議会にて協議を行う事項（規約第3条関係） 【資料2】今後のスケジュール
所管部署（事務局）	枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局 (枚方市環境事業部東部清掃工場、京田辺市経済環境部清掃衛生課)
概要	<p>○ 連絡協議会にて協議を行う事項（規約第3条関係）</p> <p>1. 後継施設の整備の事業実施主体の設置に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の共同処理制度及び整備の事業実施主体について、将来の管理運営のあり方との関係を含め協議を行う。 <p>2. 後継施設の整備の方法及び施設の規模等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備の事業手法については、管理運営面を踏まえ、民間活力の活用なども含め、事業実施主体の検討と並行して協議を行う。 <p>3. その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担については、ごみ処理量を基本に施設整備や管理運営などの負担割合について協議を行う。

主な意見

○ 連絡協議会にて協議を行う事項（規約第3条関係）

1. 後継施設の整備の事業実施主体の設置に関すること

委員：後継施設について平成35年度の稼働となると、後継施設の整備の事業実施主体を平成28年度早期に設置できるよう、協議を行う必要がある。

委員：事業実施主体の設置にあたっては、地方自治法上の共同処理制度の中から、将来の管理運営のあり方との関係を含め、検討する必要がある。

2. 後継施設の整備の方法及び施設の規模等に関すること

委員：後継施設の整備にあたっては、環境面での対応が一番求められている。同時に、安定的な運営の確保、経済性などに配慮し、施設を整備する必要がある。

事業手法については、管理運営面も含め、民間の活力をいかに活用するかが、今の時代は問われる。事業実施主体と並行して協議を行う事項であり、平成27年度に調査・検討作業を進める必要がある。

委員：民間活力をどう利用していくかが大事な課題。本市では他の事業でも事例があるので、手続きを進める。

3. その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること

委員：費用負担の考え方については、「ごみ処理量を基本に両市が応分の負担を行う」との考え方に基づき、施設整備や管理運営など、それぞれの段階ごとの負担割合について協議を行う。

委員：負担の公平性の視点からそれぞれの段階ごとの区分に均等割、ごみ量割の設定の協議を進める。

○ 今後のスケジュールについて

委員：両市とも施設が老朽化しているという実態の中で市民の理解、協力が必要となる。

委員：本市においても、環境問題を中心に、市民が非常に高い関心を示している。事業が着実に進むように、市民への説明を進めていくことが大事である。

○ その他

・用地について

委員：施設の用地について、今回は京田辺市で確保し、次回は、枚方市で確保することで確認しているが、改めてそれでよいか。

委員：用地については、それぞれの市で確保するという認識である。

・事業の推進について

委員：昨年12月に基本合意書を締結して、連絡協議会の設立で、いよいよ両市の後継施設整備が具体的にスタートすることとなる。稼動目標が平成35年度中と非常にタイトなスケジュールではあるが、この連絡協議会で協議を行う事項を確実に、留意して進めていくことが重要である。

委員：今月から本市の担当職員が一緒に業務を行うことになる。いろいろな問題等があると思うが、お互いに助け合って、しっかりと頑張って頂きたい。

以上

○ 用語集

事業実施主体とは

枚方市及び京田辺市が共同して、可燃ごみの広域処理を進めていくにあたり、その受け皿となって、事業を実施する主体を言う。

地方自治法上の共同処理制度として、一部事務組合、広域連合、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、協議会、連携協約の7つの制度がある。

事業手法とは

施設の建設や運転・管理を進める方法を言う。

具体的には、施設の建設主体は地方公共団体となり、運転・管理も地方公共団体職員が直営で行う公設公営方式や施設の建設主体は地方公共団体となるが、運転・管理については、民間事業者が行う公設民営方式などがある。

昨今、公共施設等の建設、維持管理、運営等においてもコスト削減や公共サービスをより効率的に提供する視点から民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用されている。